

農業競争力強化対策民間団体事業実施要綱の制定について

16生産第8097号
平成17年4月1日
農林水産事務次官依命通知

改正 平成18年 3月31日 17生産第8575号

農業競争力強化対策民間団体事業について、この度、農業競争力強化対策民間団体事業実施要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮をお願いします。

(別紙)

農業競争力強化対策民間団体事業実施要綱

第1 趣旨

近年、消費・流通構造の変化に伴い、存在感を増す外食産業、流通業界のニーズに国産農畜産物が対応しきれず輸入農畜産物による代替が急速に進行しており、国産農畜産物のシェアの低下を防ぎ、輸入農畜産物に代替されたシェアを取り戻すため、産地の競争力強化が最重要課題となっている。

このような課題に対処するため、農業競争力強化対策民間団体事業（以下「本事業」という。）においては、消費者・実需者ニーズへの対応、一層の低コスト化及び高品質・高付加価値化等の競争力強化に向けた取組を推進するための新たな生産技術、生産システムの開発・普及、消費形態の変化に即した効率的な流通体系の確立等、生産・流通・消費にわたる総合的な対策を実施する。

第2 事業の種類、内容等

本事業で実施する事業内容、事業実施主体及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

第3 事業の実施の手続

- 1 事業実施主体の長は、事業の実施計画を作成し、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）に提出しその承認を受けるものとする。
- 2 生産局長が別に定める事業の実施計画の重要な変更については、1に準じて行うものとする。

第4 助成

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費につき別に定めるところにより補助するものとする。

第5 事業実施状況の報告

事業実施主体の長は、生産局長が別に定めるところにより事業の実施状況を生産局長に報告するものとする。

第6 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 「強い農業づくり交付金実施要綱の制定について」（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知）により廃止された「生産振興総合対策事業実施要綱」（平成14年4月1日付け13生産第10198号農林水産事務次官依命通知。以下「旧生産要綱」という。）別表第2の対策事業名の欄の1の事業内容の欄の3の畜産生産技術高度化機械リース

事業により導入した生産技術高度化機械等に係る規定の適用及び「生産総合対策実施要綱の一部改正について」（平成15年4月1日付け14生産第10231号農林水産事務次官依命通知。以下「改正通知」という。）附則に基づき、改正通知による改正前の旧生産要綱別表2の対策事業名の欄の1の事業内容の欄の4の畜産経営維持安定特別対策事業に係る規定の適用については、なお従前の例による。

- 3 「畜産再編総合対策事業実施要領」（平成7年4月1日付け7畜B第371号農林水産事務次官依命通達）別表の事業種類の欄の12及び「畜産振興総合対策事業実施要綱」（平成12年4月1日付け12畜B第310号農林水産事務次官依命通知）別表第1の事業種類の欄の6の経営効率化機械緊急整備リース事業により導入した飼養管理関連機器等に係る規定の適用については、なお従前の例による。

附則

- 1 この改正された要綱は、平成18年3月31日から施行する。ただし、同年4月1日から適用する。

別表（第2 関係）

事業内容	事業実施主体	補助率
<p>1 新技術実用化等促進事業 この事業は、産地の競争力強化に資するため、大きな革新が見込まれる新技術について、産学官の連携の下、適用実証等円滑な実用化を図ることにより、生産現場の新技術導入へのリスクを軽減する事業とする。</p>	財団法人農産業振興奨励会	定額
<p>2 地産地消推進活動支援事業 この事業は、地産地消の取組を推進するため、成功事例等の収集、分析及び紹介、地産地消の推進のための人材育成する体制の整備等を行う事業とする。</p>	財団法人日本特産農産物協会	定額
<p>3 国産花きの需要拡大支援対策事業 この事業は、国産花きの需要拡大の推進のため、花き需要拡大推進計画の策定、花と緑の園芸技術交流会の開催及び花と緑によるゆとりある地域づくりの推進等を行う事業とする。</p>	財団法人日本花普及センター	定額
<p>4 環境負荷低減農業技術確立実証事業 この事業は、環境と調和した持続的な農業を推進するため、学識経験者等で構成する企画・管理委員会及び運営委員会の開催、ほ場における物質収支（窒素肥料等の投入量と大気・土壌及び地下浸透等環境への放出量・分解量をいう。）の実態を正確に把握し、環境への負荷低減効果を定量化するための実証調査等の実施、生産現場において環境負荷に対応した農作業体系の実践・確立を図るためのマニュアルの策定等を行う事業とする。</p>	財団法人日本農業研究所	定額
<p>5 土壌機能増進対策事業 この事業は、現場での土壌機能増進のための取組の推進に資する土壌・施肥管理システムの開発、都市及びその周辺から発生する生ゴミ等のリサイクルの推進のための技術的課題に係る調査等に必要事項、また、持続性の高い農業生産方式への展開を推進するための行動計画に基づく指導及び情報提供等を行う事業とする。</p>	財団法人日本土壌協会	定額
<p>6 畜産生産基盤育成強化対策推進事業 この事業は、次に掲げる(1)及び(2)の事業を実施するものとする。 (1) 畜産生産基盤の育成強化 ア 経営技術の高度化推進 この事業は畜産経営の高度化を推進するために必要な戦略・評価会議、全国会議等の開催、指導用資料の作成、指導情報の提供、専門家集団の組織化・派遣・養成研修会の開催等を行う事業とする。 イ 生産・経営情報中央データベースの構築等 この事業は効率的な経営支援指導活動を実施するためのデータベース構築に必要な機器の整</p>	全国農業協同組合中央会 社団法人中央畜産会	定額（生産局長が別に定める相当定額）

<p>備、システム開発、調査等を行う事業とする。</p> <p>ウ 産地リーダー養成研修・経営者交流会等 この事業は地域活性化に貢献するリーダー的経営管理者・技術者を養成するための養成研修、経営者交流会等を行う事業とする。</p> <p>エ 畜産情報ネットワーク（L I N）推進 この事業はL I Nシステムを活用した、畜産関係情報の収集、提供等に必要な機器の整備及びプログラムソフトの開発、畜産関係情報の収集、蓄積、分析等を行う事業とする。</p> <p>オ 畜産関係情報相互交流体制推進 この事業は有機畜産物等における生産者と消費者間の情報交流を推進するために必要な企画検討会議等の開催、現地交流・アンケート調査の実施とこれらを踏まえた情報交流システムの構築等を行う事業とする。</p> <p>カ 畜舎建築に係る関連基準の検討 この事業は畜舎等の建築コストを低減するため、畜舎建築に係る関連基準等の検討、建築部材の構造・強度等に係る調査・試験、畜舎設計に係る指導資料の作成等を行う事業とする。</p>		
<p>(2) 畜産経営の総合的な改善を図るための指導等 この事業は畜産経営の総合的な改善を図るための基礎的な経営・財務管理指導、円滑な経営継承を行うための経営・財務等に係る特別相談活動及び経営を中止する畜産経営を継承する新規就農者等が早期の経営安定を図るための経営・技術指導等を行う事業とする。</p>		
<p>7 飼料対策推進事業 この事業は、次に掲げる(1)から(4)までの事業を実施するものとする。</p> <p>(1) 飼料増産の啓発のための会議の開催等</p> <p>(2) 飼料生産利用技術の確立・普及及び優良品種の選定・普及に関する検討・調査を行うための検討会議の開催等</p> <p>(3) 高能力品種の育成・普及等及び輸入とうもろこし種子の検査のための条件整備の推進等</p> <p>(4) 公共牧場の効率的利用を推進するための会議の開催及び調査・指導等</p>	<p>社団法人日本草地畜産種子協会</p>	<p>定額</p>
<p>8 家畜改良増殖対策推進事業 この事業は、次に掲げる(1)から(4)までの事業を実施するものとする。</p> <p>(1) 乳用牛改良に係る協議会・研修会・推進会議の開催、牛群検定成績の集計分析及びその結果の提供、牛群検定情報分析システムの開発、自動搾乳システム経営に適した個体能力測定手法の改善、遺伝的能力評価への活用を図るための分析・検討、計画交配による国産候補種雄牛の生産、検定材料娘牛生産のための全国調整、後代検定成績の集計等</p> <p>(2) 肉用牛改良に係る専門委員会及び中央協議会の開催、後代検定等に関する血統分析等</p> <p>(3) 肉用牛繁殖雌牛の調査指導に係る企画開発委員会の開催、繁殖能力等の情報処理等</p> <p>(4) 豚改良の遺伝的能力評価に係る全国協議会及び普及推進会議の開催、マニュアルの作成等</p>	<p>社団法人家畜改良事業団 社団法人中央畜産会</p>	<p>10/10以内 ただし、肉用牛繁殖雌牛の調査指導に係る事業については定額</p>
<p>9 畜産新技術実用化対策推進事業</p>	<p>社団法人畜産技術協会</p>	<p>定額</p>

<p>この事業は、次に掲げる(1)から(4)までの事業を実施するものとする。</p> <p>(1) DNA解析技術を活用した家畜の育種手法の開発及びその利用を図るための経済形質等に関するDNAマーカー等の特定、情報の収集分析、会議の開催及び技術者の養成</p> <p>(2) 受精卵移植技術の普及定着を図るための情報の収集、実態調査、利用体制の検討及びこれらの広報</p> <p>(3) 家畜個体識別情報の活用促進を図るための製造飼料データベースの管理、農協等の既存システムにおいて個体識別番号を併用するシステムの開発とモデル実施、飼養管理等情報提供システムの構築</p> <p>(4) 畜産技術を普及推進するための情報の収集、研修会の開催及び実証展示等の実施</p>	<p>社団法人家畜改良事業団</p>	<p>ただし、受精卵移植技術普及定着及び家畜個体識別情報の活用促進に係る事業については10/10以内</p>
<p>10 生乳乳製品流通対策推進事業</p> <p>この事業は、次に掲げる(1)から(4)までの事業を実施するものとする。</p> <p>(1) 生乳受託販売の推進、生乳の計画生産の推進、集送乳合理化の推進指導</p> <p>(2) 乳質基準等の改善に係る検討及び推進指導等</p> <p>(3) 透明性の高い生乳取引を推進するための生乳需給及び価格情報に係る協議会の開催、生乳需給・価格情報の調査・提供等</p> <p>(4) 生乳の乳質管理の強化を通じた生乳の品質向上及び斉一化を図るための検討会の開催、実態及び優良事例に関する調査、普及定着に必要な情報の提供、地域研修会の開催等</p>	<p>社団法人中央酪農会議</p>	<p>定額</p> <p>ただし、生乳需給調整推進及び乳質管理指導推進に係る事業については、1/2以内</p>
<p>11 加工・業務用対応型野菜産地普及・定着事業</p> <p>この事業は、加工・業務用需要における国産野菜のシェアを奪回し、高めていくため、検討会の開催、産地における加工・業務用対応の先進的な取組の調査・検証、効率的生産供給マニュアル等の策定、全国及び地域段階のセミナーの開催等による普及・啓発等を行うとともに、定時・定量供給支援システムの構築に向けた調査・実証等を行う事業とする。</p>	<p>社団法人日本施設園芸協会</p>	<p>定額</p>
<p>12 地産地消推進情報提供事業</p> <p>地産地消の取組を推進するため、取組事例等の収集及びホームページ等による地域へ情報を提供する。</p>	<p>民間団体等（生産局長が別に定めるものとする。以下同じ。）</p>	<p>定額</p>
<p>13 次世代大規模経営品質管理システム実用化事業</p> <p>地理画像処理技術等を活用して、ほ場毎の品質仕分け等を可能とする大規模経営における高度品質管理システムの開発実証を行う事業とする。</p>	<p>民間団体等</p>	<p>定額</p>
<p>14 そば需要開拓対策事業</p> <p>国産原料の需要が期待される業界に対する市場化調査の実施、国産そば使用ロゴマークの制定及びメニューや商品への貼付の推進、そばに関する各種普及啓発、そば作優良経営内容の調査分析、在来種の維持・増殖支援活動等により、国産そばの新たな需要開拓と実需者との安定的な取引を推進する事業とする。</p>	<p>民間団体等</p>	<p>定額</p> <p>ただし、在来種の維持・増殖支援活動に係る事業については、1/2以内</p>
<p>15 燃料電池農業分野利活用調査事業</p>	<p>民間団体等</p>	<p>定額</p>

<p>燃料電池について、農業分野における実用化の可能性を探るとともに、燃料電池を農業分野に利活用する場合の技術的な課題や経済性等についての調査・検討を行う事業とする。</p>		
<p>16 鳥獣害防止広域対策事業 この事業は、環境省との連携の下、野生鳥獣による被害防止対策の充実・強化を図るため、県域をまたがる広域地域において、関係機関との連携体制を構築しつつ、被害防止対策に係る知識・技術の向上と体制の整備、GIS（地理情報システム）、GPS（衛星情報システム）等の活用による地域参加型鳥獣害情報マップの作成及び効果的な被害防止施設の設置、放牧等を組み合わせた総合的な防除技術体系の実証・確立を行う事業とする。</p>	民間団体等	1 / 2 以内
<p>17 高度野菜生産技術緊急実用化支援事業 この事業は、野菜の生産性向上対策として、露地野菜における機械収穫に適した栽培方法や品種の調査・検証、施設野菜の高単収品種や熟及び二酸化炭素が同時に供給できるトリジェネレーション技術等の園芸分野における新技術の実用性の検証及び当該技術の普及・啓発活動等を緊急的に行う事業とする。</p>	民間団体等	定額
<p>18 施設園芸等新省エネルギー技術緊急導入支援事業 この事業は、施設園芸用分野への省エネルギー対策として、太陽光、水力、風力発電等の新エネルギーの導入の調査・検証及び新省エネルギー技術の普及・啓発活動等を緊急的に行う事業とする。</p>	民間団体等	定額
<p>19 花きの消費者ニーズを捉えた生産・流通への転換等推進事業 この事業は、花きの消費者ニーズを捉えた生産・流通への転換等の推進を図るため、消費者に対する花と緑のある生活の理解促進、花きの生産・出荷者と小売業者等との連携強化の促進等の推進及び花き生産における環境負荷低減等を推進する事業とする。</p>	民間団体等	定額
<p>20 ばれいしょ新品種普及促進事業 この事業は、ばれいしょ新品種について、実需者や産地等と連携し用途毎の特性に着目した適性品種の開発及び新品種に関する情報提供体制の整備を行う事業とする。</p>	民間団体等	定額
<p>21 いぐさ・畳表産地改革推進事業 この事業は、いぐさ・畳表等について、需要に応じた生産等に資するため、全国的な視点から需要及び供給量の調査等を行うとともに、畳表の品質向上による海外製品との差別化の検討、畳の消費拡大の取組等を行う事業とする。</p>	民間団体等	定額
<p>22 エコフィード推進対策事業 この事業は、エコフィード（食品残さ飼料化）の全国的な普及を図るため、エコフィードの安全性を確保する仕組みの検討、食品関係団体等との連携によるエコフィードの利用及び需給実態調査の実施、利用上の一定の指針となるマニュアルの作成及び食品産業関係者、生産者、消費者等の関係者の理解の醸成を目的とした普及・啓発等を行う事業とする。</p>	民間団体等	定額